

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 水道事業

第1節 給水装置の構造及び材質(第3条—第5条)

第2節 給水装置の工事及び届出(第6条—第12条)

第3節 給水(第13条—第19条)

第4節 貯水槽水道(第20条)

第5節 水道料金、加入金及び手数料(第21条—第28条)

第3章 水道用水供給事業(第29条—第37条)

第4章 雜則(第38条・第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例(令和7年2月条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 水道事業

第1節 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構成及び附属用具)

第3条 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具(分水栓、止水栓、メーターその他給水用機器をいう。)をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。

(給水装置の構造及び材質)

第4条 条例第7条第1項及び第2項の規定によるほか、給水装置の構造及び材質は、企業長が別に定めるところによる。

(給水管の口径)

第5条 給水管の口径は、使途別所要水量及び同時使用率を考慮して決めなければならない。

第2節 給水装置の工事及び届出

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第4条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める申込書の提出をもって行うものとする。

2 前項の申込みを取り下げようとするときは、遅滞なく企業長に届け出なければならない。

(給水装置工事の変更)

第7条 条例第4条に規定する承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて企業長の承認を受けなければならない。

(給水装置工事の承認の取消し)

第8条 条例第4条に規定する承認をした給水装置工事について、工事申込者の責めに帰すべき理由により当該給水装置工事に着手することができないときは、企業長はその承認を取り消すことができる。

(配水管の布設を要する場合の施行基準等)

第9条 給水装置工事のために新たに配水管の布設をする場合の当該給水装置工事の施行基準等については、企業長が別に定める。

(設計審査)

第10条 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合における設計審査は、当該給水装置工事に係る第6条第1項の申込書に設計図及び関係書類を添えて、企業長に申し込むものとする。

(工事検査)

第11条 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合における工事検査は、当該給水装置工事に係る第6条第1項の申込書に関係書類を添えて、速やかに企業長に申し込むものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、工事検査の結果、当該給水装置工事に不備があったときは、企業長が指定する期間内に手直しを行い、改めて企業長の工事検査を受けなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第12条 条例第6条第3項に規定する給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合に求めることができる。

(1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。
- (3) その他企業長が必要と認めたとき。

第3節 給水

(代表者の届出)

第13条 条例第17条第1項に規定する代表者を選定したときは、同項各号に定める者の連署の上、企業長に届け出なければならない。代表者を変更し、又はその住所を変更したときも、同様とする。

(メーターの設置基準)

第14条 給水装置にメーターを設置する基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 給水栓まで直接給水する場合 1専用給水装置につき1個
- (2) 受水槽を設置する場合 1受水槽につき1個

(メーターの設置の位置)

第15条 企業長の設置するメーターは、次の場所に設置するものとする。

- (1) 建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い場所
- (3) 道路等との境界に最も近い場所
- (4) 計量及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (5) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (6) 水平に設けることができる場所

(メーターの管理)

第16条 水道使用者等は、メーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項の規定によるメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(メーターの損害弁償)

第17条 メーターを亡失したときは、取得価格又は再評価額について定額法により使用の経過年数に応じて減価償却額を定め、次の式により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を損害額として徴収する。

取得価格又は再評価額－取得価格又は再評価額×0.9×0.125×経過年数

2 メーターを毀損したときは、修理に要した費用を徴収する。ただし、修理ができない場合は、前項の例により算出した損害額を徴収する。

(費用の負担)

第18条 条例第22条第2項ただし書に規定する企業長が特に必要があると認めるものは、次に掲げる場合の修繕に要する費用とする。

- (1) その修繕部分が公道下にある場合
- (2) 災害その他企業長が特に必要と認めた場合

(給水装置及び水質の検査)

第19条 企業長は、条例第23条第1項に規定する場合において、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査しないことができる。

2 条例第23条第2項に規定する特別の費用を要したときは、次の各号のいずれかに該当する検査を行ったときとする。

- (1) 給水装置について、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査
- (2) 水質について、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査

第4節 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第20条 条例第25条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第5節 水道料金、加入金及び手数料

(1個のメーターを2戸以上の水道使用者等が使用している場合の水道料金)

第21条 1個のメーターを2戸以上の水道使用者等が使用している給水装置で企業長が必要と認めた場合の水道料金は、各戸の使用水量が均等で、かつ、各戸に同一口径のメーターが設置されたものとみなし、企業長が別に定める方法により算定する。

(特別な場合における水道料金の算定)

第22条 定例日以外の日に水道の使用を開始し、又は中止若しくは廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が30日以内のときは、1か月分の基本料金
- (2) 使用日数が31日以上のときは、2か月分の基本料金

2 定例日以外の日に給水装置の使用的適用区分(メーターの口径又は用途をいう。以下この項において同じ。)に変更があったときの水道料金は、変更前の適用区分については使用の中止があったものとし、変更後の適用区分については使用の開始があったものとして算定する。

(メーターの端数計算)

第23条 計量に際し、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に繰り越して計算する。ただし、メーターを設置するとき又は水道の使用を開始するときは、これを1立方メートルに切り上げることとし、メーターを取り外すとき又は水道の使用を中止し、若しくは廃止したときは、これを切り捨てるところとする。

(使用水量の認定)

第24条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、認定する月の前3期間(条例第28条第1項及び第3項に規定する定例日から次の定例日までの期間の連続する3期間をいう。)又は前年同期の使用水量の実績を基準にして行い、これにより難い場合は、給水装置の原状回復後の使用水量を基準にして行う。

(資料の提出)

第25条 企業長は、条例第29条の規定による使用水量又はその用途の認定のため必要と認める場合は、水道使用者等に資料の提出を求めることができる。

(水道料金の納期限)

第26条 水道料金の納期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 納入通知書により徴収する場合 納入通知書を発行した日から30日以内
- (2) 口座振替により徴収する場合 企業長が定める振替日

(加入金)

第27条 加入金に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(手数料の還付)

第28条 給水装置工事の着手前に申込みを取り下げた場合その他企業長が特に必要と認めた場合には、条例第32条第2項の規定により、条例第6条第2項の工事検査の手数料の全額を還付するものとする。

第3章 水道用水供給事業

(企業長が定める期間)

第29条 条例第39条第1項の企業長が別に定める期間は、当該年度の3月の測定日から翌年度の3月の測定日までの期間とする。

(用水供給の申込み及び承認)

第30条 受水市町村は、毎年2月末日までに、1日当たりの最大受水量(以下「1日最大受水量」という。)及び1日最大受水量の70パーセントの365倍以上となる年間の受水量を定めて用水供給申込書(第1号様式)を企業長に提出しなければならない。ただし、受水地点ごとの1日最大受水量の上限については、企業長が別途、受水市町村と協議して定める。

2 企業長は、条例第39条第2項の規定により、年間の受水量を決定し、用水供給を承認するときは、用水供給に必要な事項を定め、用水供給承認書(第2号様式)を当該受水市町村に交付する。

(受水施設の工事の施行申請及び承認)

第31条 条例第40条の規定により工事の施工に関し承認を受けなければならない受水施設の範囲は、企業長が、受水市町村と協議して定める。

2 条例第40条の規定により受水施設の工事の施行に関し承認を受けようとする受水市町村は、受水施設工事施行承認申請書(第3号様式)に、当該工事の仕様書及び設計書を添えて、企業長に提出しなければならない。

3 企業長は、前項の規定による申請に係る工事の施工を承認するときは、当該工事を施工する場合に必要な条件を定め、当該申請をした受水市町村に、受水施設工事施行承認書(第4号様式)を交付する。

(給水制限等の通知)

第32条 条例第42条第2項の規定による通知は、用水供給制限(停止)通知書(第5号様式)によるものとする。

(受水量の測定)

第33条 条例第44条に規定する受水量の測定及び認定は、毎月25日に行うものとする。

2 企業長は、年間受水量が年間承認受水量に達しないことについて、水道施設の事故その他のやむを得ない理由があると認めるときは、年間承認受水量に達した日(当該日が3月末日を越える場合は、3月末日)を3月の測定日とみなすことができる。

3 前項に規定する措置を受けようとする受水市町村は、2月末日までに理由書を提出し、企業長の承認を受けなければならない。

4 企業長は、前項の規定による申請を承認するときは、用水供給測定日承認書(第6号様式)を当該受水市町村に交付する。

(受水量の通知)

第34条 企業長は、条例第44条の規定により受水量を測定したときは、受水量通知書(第7号様式)により当該受水市町村に通知する。

(受水量の認定)

第35条 条例第44条ただし書の規定による受水量の認定は、過去における受水量等を考慮して行う。

(最大月間受水量の協議)

第36条 条例第45条第3項ただし書の規定による協議をしようとする受水市町村は、最大月間受水量協議書(第8号様式)を企業長に提出しなければならない。

(延滞金)

第37条 条例第47条第1項に規定する延滞金は、延滞に係る用水供給料金を納入した日の属する月分の用水供給料金と併せて徴収する。

2 条例第47条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする受水市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない。

(1) 延滞金の計算の基礎となる用水供給料金の額

(2) 減免を受けようとする理由

第4章 雜則

(証明手数料を徴しない事務)

第38条 条例第48条第1項ただし書に規定する証明手数料を徴収することが適当でないと企業長が認める事務は、次に掲げる証明とする。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに属する機関(執行官を除く。)の請求により行う証明

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく使用者又は事業主として行う証明

(3) 現に在職する職員の身分、履歴、給与及び通勤の証明

(4) 所得税の源泉徴収済である旨の証明

(その他)

第39条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第30条関係)

用水供給申込書

第 号
年 月 日

奈良県広域水道企業団
企業長 様

受水市町村
代表者の職氏名 印

次のとおり用水供給を受けたいので、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第39条第1項の規定により申し込みます。

市町村名	
年 度	年 月分から 年度分 年 月分まで
年間申込受水量	m ³
同水量の 14/120	m ³
1日最大受水量	m ³
担当部課名 電話番号	

備考 用水供給申込書には、年間月別受水量及び1日最大受水量に関する計画書を添付してください。

第2号様式(第30条関係)

用水供給承認書

第 号
年 月 日

受水市町村
代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付け 第 号による申込みについては、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第39条第2項の規定により次のとおり承認します。

市町村名	
年 度	年 月分から 年度分 年 月分まで
年間承認受水量	m ³
同水量の 14/120	m ³
1日最大受水量	m ³
備 考	

第3号様式(第31条関係)

受水施設工事施行承認申請書

第 号
年 月 日

奈良県広域水道企業団
企業長 様

受水市町村
代表者の職氏名 印

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第40条の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工事種別			
工事場所			
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事施行理由			

第4号様式(第31条関係)

受水施設工事施行承認書

第 号
年 月 日

受水市町村
代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団
企業長 印

年 月 日付けで申請のあった受水施設の工事の施行については、
次のとおり承認します。

工事種別		
工事場所		
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
条 件		

第5号様式(第32条関係)

用水供給制限(停止)通知書

第 号
年 月 日

受水市町村
代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団
企業長 印

次のとおり用水供給を制限(停止)するので、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第42条第2項の規定により通知します。

日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
用水供給地点	
制限(停止) する水量	m ³
制限(停止) の理由	

第6号様式(第33条関係)

用水供給測定日承認書

第 号
年 月 日

受水市町村

代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団

企業長

印

年 月 日付け 第 号で申請のあった奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程第33条第2項に規定する措置については、下記のとおり承認します。

記

- 1 3月31日までの間に年間承認受水量を超えた場合は、年間承認受水量を今年度の年間受水量とし、年間承認受水量を超えた時刻以降の受水量は、次年度の受水量とする。
- 2 3月31日までの間に年間承認受水量を超えない場合は、3月31日24時0分までの受水量を今年度の年間受水量とし、その時刻以降の受水量は、次年度の受水量とする。

第7号様式(第34条関係)

(その1 普通月分用)

受水量通知書

第 号
年 月 日

受水市町村

代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団

企業長

印

年 月分の受水量を測定したので、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程第34条の規定により次のとおり通知します。

市町村名		
量 水 器	月指示数	m^3
	月指示数	m^3
月分受水量		m^3

(その2 3月分用)

受水量通知書

第 号
年 月 日

受水市町村

代表者の職氏名 様

奈良県広域水道企業団
企業長

印

年3月分の受水量を測定したので、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程第34条の規定により次のとおり通知します。

市町村名				
量水器	3月指示数	(3月 日測定)		m^3
	2月指示数			m^3
3月分受水量				m^3
年間承認受水量	A m^3	年間承認受水量 の 14 / 120	a m^3	
年間受水量	B m^3	最大月間受水量	b 月分 m^3	
改 定 年間承認受水量	$b > a$ のとき、 $A' = b \times \frac{120}{14} =$			m^3
未達水量	$B < (A' \text{ 又は } A)$ のとき、 $(A' \text{ 又は } A) - B =$			m^3
精算水量	3月分受水量 + 未達水量 =			m^3

備考

「精算水量」とは、3月分受水量と未達水量の合計をいう。

「改定年間承認受水量」とは、最大月間受水量が年間承認受水量の120分の14に相当する水量を超える場合における最大月間受水量の14分の120に相当する水量をいう。

「未達水量」とは、年間受水量が年間承認受水量に達しないとき、年間承認受水量と年間受水量の差の水量をいう。

第8号様式(第36条関係)

最大月間受水量協議書

第 号
年 月 日

奈良県広域水道企業団
企業長 様

受水市町村
代表者の職氏名 印

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第45条第3項ただし書の規定により、最大月間受水量を下記のとおり協議します。

記

1 最大月間受水量(実測値)

2 1の値を記録した月

3 最大月間受水量(協議値)

4 3の値を記録した月

5 協議事由

6 その他参考となる事項

(添付書類)

- (1) 給水量の状況が分かる記録
- (2) 災害、大規模な漏水事故等の状況が分かる書類、図面等